

修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(令和8年4月1日から適用) 単位:円

学 年 別			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
学校等種別							
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私 立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高 等 専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程 又は 専攻科)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学のとき	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私 立	自宅通学のとき	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学のとき	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私 立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大 学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私 立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大 学 院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校 (一般課程)			55,500	55,500			

(注1) 日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。
(注2) 日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金の支給又は大学等修学支援法第4条第1項の規定による授業料の減免を受けた場合、その相当額について当該支給又は減免を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。

※学校の正規の修学年数が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別の貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。

※高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額

※児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合の限度額は異なります。